

韓国における採卵鶏アニマルウェルフェア(AW)の動向

(株)イシイ代表取締役社長 竹内正博

(1)はじめに

まず、はじめにアニマルウェルフェアの世界的な動向に大きな影響を与える欧米の採卵鶏ケージフリー普及率に触れておきたい。

米国農務省(USDA)の発表資料によると、2018年6月6日現在、米国では採卵鶏の17・7%がケージフリー方式で、残りの82・3%がケージで飼われている。そして、82・3%のケージ飼いの中で改善ケージ(エンリッチドケージ)の普及率は約2〜3%と推測されている。米国では2014年の5・7%から2018年に17・7%とケージ

フリー卵が急増しており、その理由は2025年までにすでに多くの小売店・フードサービス・レストラン等がケージフリーで飼育された鶏卵しか購入しないと公表しているためである。また、2018年11月にカリフォルニア州は住民投票で、採卵

鶏は2022年までにケージフリー飼養とすると決めた。住民投票権を持つ他の26州も追随するかもしれないので、このケージフリー法案は米国のケージフリー飼養傾向に拍車をかけることになる。2026年に全米採卵生産と消費量の71・8%がケージフリー卵になると予測されており、米国採卵鶏業界はAWに対

応するためケージフリー卵生産設備導入を進めている。一方、2016年度ではEUでのケージフリー普及率は25・7%であるが、55・6%がエンリッチドケージで飼われている。米国と同様に、ケージフリー飼育が増加傾向にある。

表1は、2026年の販売先別必要ケージフリー卵個数と羽数比率予測(USDA発表)で、2018年9月26日に全米鶏卵生産者協会(United Egg Producers)会長兼CEOのチャド・グレゴリー氏から提供された資料である。その時のコメントは次の通りである。

「米国の採卵業界ではケージフ

リーの不確実性が主要な課題となっている。数カ所の量販店はすでに100%ケージフリー卵に行くわけではないと言いつつ始めている。レストランと食品メーカーは切り替えやすい理由でケージフリー卵に進んでいる。2025年までに、卵製品(液卵、またはスバゲティ・パ

ン・マヨネーズ・フードサービスフリー・卵料理等に利用)の90%はケージフリーになるが、量販店での殻付き卵の35〜40%だけがケージフリーとなると予測している。統計データは会社公約であり、現時点で会社が公約を果たす保証はない」

日本に近い韓国での採卵鶏AWの

Combined Estimated Cage-Free Requirements by Sector

Food Category	Annual Eggs	Hens Needed	% of Current Flock
1 Foodservice (18)	3,522,000,000	12,700,000	4.0%
2 Hospitality & Travel (11)	223,000,000	800,000	0.3%
3 Food Manufacturers (14)	2,240,000,000	8,100,000	2.6%
4 Convenience & Drug (17)	754,800,000	2,700,000	0.9%
5 Dollar/Variety (4)	581,000,000	2,100,000	0.7%
6 Restaurants (58)	7,626,000,000	27,500,000	8.7%
7 Grocery (108)	47,870,000,000	172,700,000	54.8%
Totals:	62,816,800,000	226,600,000	71.8%

Source: USDA AMS Agricultural Analytics (estimated)(figures are rounded)

(updated June 06, 2018)

Combined Estimated Cage-Free Requirements by Sector

Food Category	Annual Eggs	Hens Needed	% of Current Flock
1 Foodservice (18)	3,522,000,000	12,600,000	3.9%
2 Hospitality & Travel (11)	223,000,000	800,000	0.2%
3 Food Manufacturers (14)	2,240,000,000	8,000,000	2.5%
4 Convenience & Drug (17)	754,800,000	2,700,000	0.8%
5 Dollar/Variety (4)	581,000,000	2,100,000	0.7%
6 Restaurants (58)	7,626,000,000	27,300,000	8.5%
7 Grocery (108)	47,850,000,000	171,500,000	53.2%
Totals:	62,816,800,000	225,000,000	69.8%

Source: USDA AMS Agricultural Analytics (estimated)(figures are rounded)

(updated November 23, 2017)

表1 2026年販売先別必要ケージフリー卵個数・必要羽数
(出所: 2018年6月6日(上)、2017年11月23日(下) USDA)

(2) 韓国での採卵鶏AWに関する法制化概要

2018年10月に公益社団法人畜産技術協会の八木部長、(株)鶏卵肉情報センターの伊藤専務、東京工農大学の新村准教授、独立行政法人農畜産業振興機構の露木獣医師、(株)イシイの根岸と筆者の6名は、採卵鶏設備会社・採卵鶏生産者・韓国農林畜産食品部・大韓養鶏協会を訪問して、韓国における採卵鶏AWの現状と課題について調査を行った。この調査で知り得た範囲で、韓国での採卵鶏AWの現状を報告したい。

結論から述べると、2018年はAWに配慮した画期的な採卵鶏飼養方法に関する法律が実施された年という意味で、韓国の採卵業界はAWにおいてアジアで一歩前に進んだと

思われる。採卵鶏AW関連法制化は時系列でみると次のようになる。

2012年、動物保護法に「AW畜産農場認証制度」が導入された。その後、2018年6月に農林畜産食品部はAWを推進するためにAW課(AWチーム)を設けた。2018年9月に改訂された「畜産法」は、採卵鶏施設設備と単位面積当たりの飼養羽数を規定し、2034年以後に10段ケージ以上の既存採卵設備は使用禁止となり、2026年以後に既存採卵設備のケージ飼養面積は750平方センチメートル/羽以上にすることを義務付けた。

また、食品医薬品安全省は、「畜産物衛生管理法」で卵殻に飼育環境のナンバ表示(No.1・2・3・4)を2018年8月から、生産日付の表示を2019年2月から義務化した。2018年8月から適用された採卵鶏飼養環境表示は、放し飼い(No.1)・平飼い(No.2)・飼養面積750平方センチメートル/羽以上のケージ飼い(No.3)・飼養面積500平方センチメートル/羽以上のケージ飼い(No.4)に分類されて、消費者が卵を購入する際に採卵鶏の飼養方法が番号により分かるように

なっている。

2010年5月のOIE総会で採択された陸生コード改正の中で、OIEコード3章「獣医サービスと獣医サービス評価」にAWが追加された。OIE加盟国はAW担当部署を設けること、AW担当者置くこと、AW獣医法令を作ることになっている。OIE総会が決めた獣医サービスとして、2018年に農林畜産食品部はAW課(AWチーム)を設けて実行したことになる。

(3) 韓国政府のAWへの対応

2018年10月15日にソウルから車で2時間ほど南に行ったセジョン市にある農林畜産食品部 (Ministry of Agriculture, Food and Rural Affairs) の Mr. Lee, Seunghwa (Animal Welfare Policy Team, Deputy Director) からAWの具体的な政策について話を聞いた。韓国にはAWに関して、農林畜産食品部が所管する畜産法と動物保護法、食品医薬品安全省が所管する畜産物衛生管理法がある。国会が畜産法を議論して定め、畜産法の下で施行令(大統領令)、農林畜産食品部令

があり、動物保護法の下にも動物保護法施行令(大統領令)、動物保護法施行規則があり3段階になる。

(3-1) 農林畜産食品部の取り組み

2012年に農林畜産食品部は「動物保護法施行令(大統領令)」と「動物保護法施行規則」を改訂し、「AW畜産農場認証制度」が導入された。その後、2018年6月に農林畜産食品部はAWを推進するために、日本の農林水産省の畜産振興課レベルに等しいAW課(AWチーム)を設けた。AWチームはAW改善方策について基準と根拠調査と関連団体と意見集約をしている。2018年9月に畜産の飼育環境改善を目的とする畜産法が改訂された。また、AWチームはAWを改善するために、食品医薬品安全省(KFDA(旧)、MFDS(新))の畜産物衛生管理法にも働きかけている。

(3-1-1) AWチーム

2018年6月にAWチームが発足し、2017年2月までAW担当者数は2名であったが、人数が5名

に増えて、2018年6月にAWチームは独立した課として課長を含む6名からスタートした。今回お会いしたリー氏はAW総括企画と畜舎を担当し、他の職員は実験動物とペットを担当し、業務の細分化を行っているさまざまな団体と迅速に対応できている。AWチームは動物保護法を担当し、畜産政策課は畜産法を担当している。畜産法は生産にフォーカスして、最低限のAWを取り入れている。一方、動物保護法はAWだけを見て成り立っている。AWチームは、畜産法には低いレベルのAWしか入っていないので、もう少しAWの内容を入れるべきと認識している。AWチームは、AWの基準とその根拠の調査、関係団体と調整して素案を作り、畜産法に盛り込んでいく仕事をしている。将来的に動物福祉に基づく内容をもっと入れていく、畜産法が少しずつ変わっていくものと個人的には想像している。

AW対策に関連して、畜産法で新たにできた執行令では、鶏について面積および飼育羽数が改訂されている。AWチームは基準素案作りをさらに改定作業を進めている。消費者、国民への具体的なAWのPR活動は

初期段階なので、AWチームは屋外広告を出し、主婦が良く見ている時間にTV番組でPR広告を行っている。また、認識の変化についてアンケート調査も行っている。

(3-1-1-2) 動物保護法

韓国には1992年制定の動物保護法があり、扱っている動物は、農場動物(農家が飼っている動物)、ペット・実験動物の3つに分けている。動物保護法は動物保護団体から要求があつて制定された。動物保護法はAW対策で鶏舎設備において一羽当たりの面積を大きくするとされている。2012年に導入された動物保護法の「AW畜産農場認証制度」は画期的である。今後、AWチームによって、AWの要素が畜産法にも盛り込まれる可能性があると感じた。

(3-1-1-3) AWの畜産農場認証制度

AWの畜産農場認証制度は全農家に適応するのではなく、認証を受けた農家を対象としている具体的法律である。政府が認証した認証農場は

表 2

	2014年	2015年	2016年	2017年
認証農場数(累計数)	60	76	114	145
採卵鶏農場数	58	68	89	95
羽数(千)	728	845	1,033.5	1,280.5
ブロイラー農場数	—	2	11	30
羽数(千)	—	102.2	974.4	2,294.5
養豚農場数	2	6	12	12
頭数(千)	3.2	24.9	31.8	34.1
乳牛農場数	—	—	2	8
頭数(千)	—	—	152	1,194
屠畜場数(個数)	3	5	6	—
屠場(牛・豚)	3	3	4	—
処理場(鶏)	—	2	2	—
運送車両数(台)	20	56	106	—
(牛・豚)	20	6	24	—
(鶏)	—	40	82	—

*韓牛・肉牛・山羊・カモの申請はなかった。

マークを付けることができる。認証制度はOIEにもEU指令にも従っておらず、高い福祉レベルを要求するイギリスのRSPCA基準を参考にしている。採用理由は、イギリスのRSPCAが一番古く、ヨーロッパの関連団体もこれに従って制度を作っているので、RSPCAに従っ

ているとのことであった。AW認証農場数は表2の通りである。OIEの場合、根拠基準はあるが、具体的な数値の基準はない。認証するためには手続きと施設基準が必要なもので、韓国はイギリスの基準を採用した。

認証を取得するための国の支援制度については、政府は採卵鶏とブロイラー施設費用に対して10〜20%の補助金を出している。動物福祉認証は農林畜産食品部と農林畜産検査本部の管轄となっている。農林畜産検査本部の担当職員(公務員)が直接現場に向いて、目で確認して、この農場を認証するかどうかの作業をすべて行い、認定後にフォローアップも具体的に行っている。農林畜産検査本部が認証評価に関して農場へのコンサルタントと

認証に関する教育を行っている。

(3) (1) (4) 畜産法

農林畜産食品部の畜産政策課が畜産法の法律を担当し、畜産飼養環境を改善する必要性が高まったので、すべての農家に適用する飼養施設と飼養密度を整える畜産法施行令を策定した。2018年9月に改訂された「畜産法」は採卵鶏施設備と単位面積当たりの飼養羽数を規定している。この法律により、新規採卵設備のケージ飼養面積は750平方センチメートル/羽以上を義務付けられるが、既存ケージ設備(飼養面積500平方センチメートル/羽以上)は2025年まで、既存建物(10段階ケージ以上)は2033年8月まで猶予期間が設けられ使用できる。

(3) (2) 食品医薬品安全省(MFDS)のAWへの対応

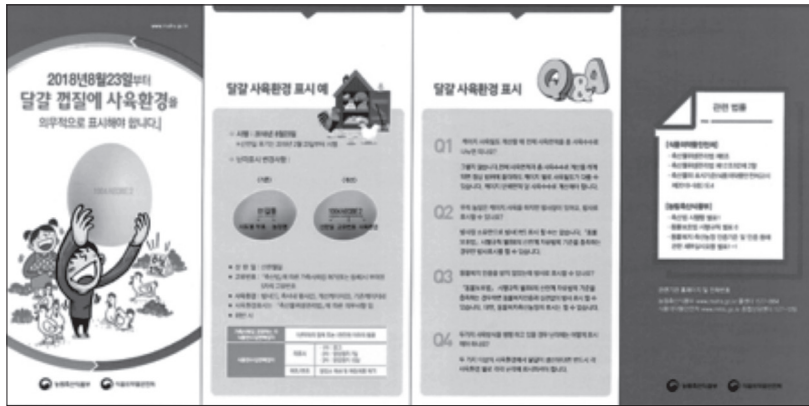
MFDSが畜産物衛生管理法で卵殻への飼養方法等の記載について所管している。この法律で採卵農家は卵殻に飼養方法と生産日付を記載することを求められている。

(3) (2) (1) 畜産物衛生管理法

MFDSは卵殻に2018年2月に農場番号表示を、8月に飼養方法番号表示(No.1・2・3・4)を、2019年2月に生産日付表示を義務化した。8月から適応された飼養方法番号表示は、放し飼(No.1)・平飼(No.2)・飼養面積750平方センチメートル/羽以上のケージ飼(No.3)・飼養面積500平方センチメートル/羽以上のケージ飼(No.4)に分類されて、卵を購入する際に採卵鶏の飼養方法が番号により分かるようになっていた。

表示番号の意味はあくまでも面積を表示するだけで、福祉レベルを示すものではない。その理由は、EUでもエンリッチドケージはAWの観点から改善されているのかと疑問があるためである。エンリッチドケージはAWに効果がないとの意図はなく、費用はかかりそうだがそれだけのAW改善効果があるのかという意見もあり、韓国は面積だけの印字にした。オーガニックは別の認証マーク表示を行っていた。

卵殻に飼育環境番号(No.1・2・3・4)印字に強い反対意見はな



広報ポスターQ&A（農林畜産食品部、食品医薬品安全省）（和訳）

2018年8月23日から
卵殻に飼養環境の表示が
義務化されます
農林畜産食品部
食品医薬品安全省

卵殻への飼養環境の表示例
○施行:2018年8月23日
※産卵日記は2019年2月23
日から施行
○卵殻表示の変更事項:
<既存> <改善>
01 キルドン 1004 AB38E2
市・道別番号 農場 名産卵日
番号 飼育環境

■産卵日:産卵月日
■固有番号:「畜産法」の規定
による家畜飼養業の許可(または
登録)時に付与された5桁の
番号
■飼養環境:放し飼い(1)、平
飼い(2)、改善ケージ(3)、既存
ケージ(4)
■飼養環境表示は、「畜産物衛
生管理法」の規定による義務項
目である

■違反時

家畜飼養業を営業者

食用卵収集販売業者
1年以下の懲役または1千万
ウォン以下の罰金
食用卵収集販売業者
未表示:
・1次:警告
・2次:営業停止 7日
・3次:営業停止 15日
偽造/変造:営業所の閉鎖およ
び該当製品の廃棄

卵殻への飼養環境の表示関連
法律

Q1 ケージ飼養密度を計算する
とき、全体飼養面積を総飼育羽
数で割れば良いですか
A1 そうではありません
全体飼育面積と総飼養羽数
で計算する場合、正常範囲に
入っていても各ケージで飼養密
度が異なる場合があります。ケ
ージ単位面積当たりの飼養羽数
で計算しなければなりません

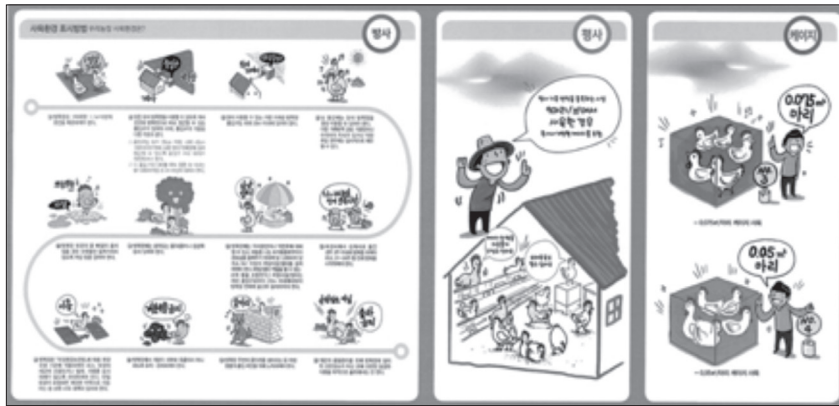
Q2 うちの農場はケージ飼養を
していますが、放飼場がありま
す。
放し飼いと表示することはでき
ますか
A2 放飼場の所有のみでは放し
飼い(1番)と表示することはで
きません
「動物保護法」施行規則 別表
6の産卵鶏自由放牧基準を満
たす場合のみ、放し飼いと表示
することができます

Q3 アニマルウェルフェア認証
を取得していないのですが、放し
飼いと表示することはできますか
A3 「動物保護法」施行規則
別表6の産卵鶏自由放牧基準
を満たす場合であれば、アニマ
ルウェルフェア認証と関係なく
放し飼いと表示することができ
ます。ただし、アニマルウェル
フェア畜産農場と表示すること
はできません

Q4 2つの飼育方式を並行して
いる場合、卵殻にはどのように
表示しなければなりませんか
A4 2つ以上の飼養環境で卵
が生産されている場合、必ず飼
養環境ごとにそれぞれ卵殻に表
示しなければなりません

[食品医薬品安全省]
畜産物衛生管理法 第6条
畜産物衛生管理法 第12条の
2 第2項
畜産物の表示基準(食品医薬
品安全処告示
第2018-9号) 図4[農林畜産
食品部]
畜産法施行令 別表1
動物保護法施行規則 別表6
アニマルウェルフェア畜産農場
認証基準および認証等に関
する詳細実施要領 別表1-1
関連機関ホームページおよび電
話番号
農林畜産食品部 www.mafra.go.kr
コールセンター 1577-0954
食品医薬品安全省
www.mfds.go.kr
総合相談センター
1577-1255
農林畜産食品部 食品医薬品
安全省

②公報ポスターQ&A（農林畜産食品部、食品医薬品安全省）



公報ポスター「飼養環境の表示方法、うちの農場の飼養環境は？」(食品医薬品安全省)(和訳)

放し飼い(No.1)

1坪当たり3羽 鶏舎出入口放牧場 最大20m放牧場出入口

1 放牧場は1羽当たり1.1m²以上の空間を供しなければならぬ

2 すべての鶏が放牧場を利用できるように、鶏舎の各所に放牧場へすぐ出られるような出入口がなければならず、その出入口の基準は次の各号のとおりとする

(1)出入口は高さ35cm以上、幅40cm以上でなければならず、すべての鶏が放牧場に容易に出られるように、出入口の数と位置が適切でなければならぬ

(2)各出入口の幅をすべて計した場合、鶏1,000羽当たり合計2m以上なければならぬ

さらさら砂利

8 放牧場の土の水捌けが良くない場合、長い間ぬかるまないように砂利などを敷かなければならぬ

移動(左から)

9 放牧場は、「土壌環境保全法」の規定による土壌汚染基準に適合しなければならず、細菌による土壌汚染、昆虫や寄生虫などの被害を防止するよう管理しなければならぬ。土壌が汚染された場合、清潔な場所に移動するなど循環飼育の対策を講じなければならぬ

7 放牧場には、植物や雑灌木などがなければならぬ

鶏糞流出の禁止

10 放牧場から鶏糞が外部に流出しないように維持・管理しなければならぬ

日除け設備
休憩場所

6 放牧場には、直射日光や悪天候を避けることができ、空を飛ぶ捕食動物による恐怖心を軽減するために鶏1,000羽当たりで少なくとも8m²以上の日除け設備/休憩場所を設置しなければならぬ(日除け設備/休憩場所の役割を果たせる草木などを含む)。日除け設備/休憩場所は、鶏舎の出入口から20m以内の地点から放牧場全体に均等しなければならぬ

囲い

11 放牧場周辺に囲いを設置するなど、野生動物の侵入防止のために努力しなければならぬ

平飼い(No.2)

平飼い基準面積を満たす施設
9羽/m²で飼養した場合
鶏舎内開放型ケージを含む
ケージ内外を自由に動き回れます
砂浴びもできます

ケージ(No.3)

750cm²/羽
-750cm²/羽ケージ飼育
ケージ(No.4)
500cm²/羽
-500cm²/羽ケージ飼育

4 日中は常に鶏が放牧場を利用できるようにすること。ただし、家畜防疫関連の機関長または獣医師の指示がある場合または悪天候の場合は一時的に制限することがある

21~24週令前に放牧前に放牧開始移動

5 育成舎から成鶏舎に移動した場合、3週以内に放牧を行わなければならない。21~24週令の前に放牧を開始しなければならない

指定場所外での産卵出荷禁止

12 鶏卵の品質管理のため、牧場に設置された産卵場ではない場所に産卵された卵は食用を目的として出荷してはならない

③公報ポスター「飼養環境の表示方法、うちの農場の飼養環境は？」(食品医薬品安全省)

表3 韓国採卵鶏、鶏卵生産と消費量の推移

Year	飼育手首 (1,000)	農家数 (Farm)	平均飼育手首 (Bird)	鶏卵生産・ 消費量 (1,000,000/year)	1人当消費 量 (Egg)
1970				2456	77
1980				4543	119
1990	42,430	3,932	10,791	7,151	167
2000	51,075	2,601	19,637	8,682	184
2005	53,391	2,310	23,113	10,366	220
2007	56,093	1,831	30,635	10,876	226
2010	61,691	1,535	40,190	11,582	236
2011	62,424	1,441	43,320	11,462	232
2012	61,344	1,295	47,370	13,790	242
2013	64,824	1,221	53,091	14,113	242
2014	67,674	1,170	57,841	14,707	254
2015	71,877	1,149	62,556	15,587	268
2016	71,040	1,100	64,582	15,520	260
2017	72,709	1,089	66,766	12,744	238

(4) (1) 韓国採卵業界の近況

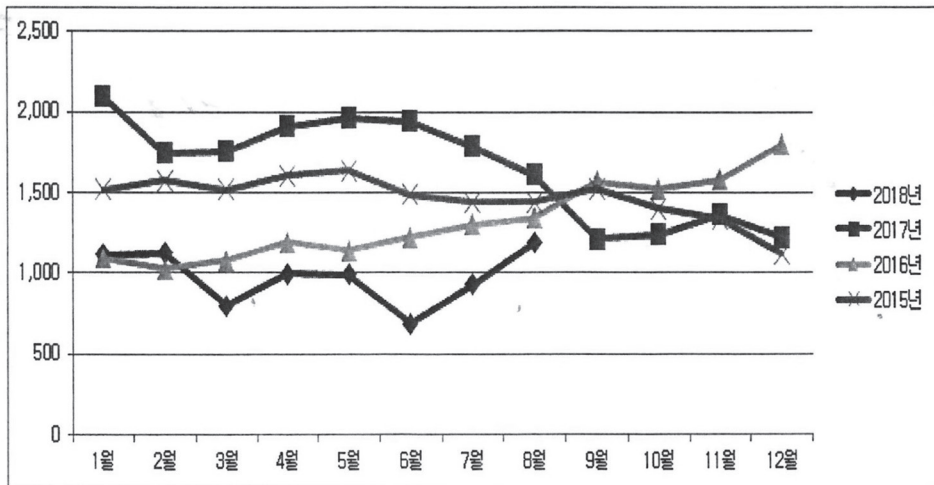
採卵業界の需給バランスでは、現

5年、2016年の3年間に580

(4) 大韓養鶏協会のAWへの対応
10月16日に筆者は大韓養鶏協会を調査員関係者と訪問して、Lee Hong Jae会長から採卵鶏業界の近況と採卵鶏AWについて話を聞いた。

段階では卵が余っている。表3は飼養羽数・農家数・平均飼養羽数・生産量・生産消費個数/年・消費個数/人、表4は鶏卵価格の推移である。採卵業界の課題として、過去に高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)による殺処分と防疫で飼養羽数が減り、需給バランスが取れなくなったことである。2014年から201

表4 鶏卵価格の推移



	1월	2월	3월	4월	5월	6월	7월	8월	9월	10월	11월	12월	평균
2018년	1,111	1,124	798	992	990	683	927	1,185					946
2017년	2,098	1,742	1,752	1,908	1,962	1,941	1,783	1,608	1,210	1,239	1,359	1,221	1,652
2016년	1,093	1,024	1,078	1,189	1,140	1,223	1,297	1,340	1,566	1,521	1,581	1,798	1,321
2015년	1,517	1,574	1,519	1,607	1,634	1,484	1,437	1,437	1,523	1,397	1,337	1,120	1,466

日間にわたってHPAIが発生し、その間に採卵鶏の33%が殺処分になり、韓国は米国とタイから卵を緊急

輸入した。大規模なHPAI発生後に、採卵鶏農家数は減少して農場規模が大型化していった。農場大規模



2018年10月16日に韓国養鶏協会で左から Dong Jin、KIM 氏、八木氏、伊藤氏、Lee Hong Jae 会長、筆者、新村氏、露木氏、根岸氏



韓国養鶏協会の Lee Hong Jae 会長 (中央)

化で生産量が増えてきているが、実際の消費が生産に追い付いておらず、今は卵が余った状況にあり、生産過剰状況が大きな問題となっている。

養鶏協会が取り組む課題は、過剰現象を解決するために自主的に政策と制度を作り経営を安定させることにある。2017年夏に農薬汚染問題があり、HPAI のこともあって、2017年の卵生産と消費はかなり落ちた。経営安定は供給コントロールと消費増進に取り組んでいるが、協会は自主的に鶏卵の生産削減を促すようにしている。

(4) (2) 畜産法への対応

大韓養鶏協会で聞いた話を簡潔に紹介すると、韓国政府は AI 対策として AW を導入したい、採卵鶏生産者は卵が過剰なので需給調整をしたい時に、政府と協会の思惑がうまく噛み合ったと言える。AI はウイルス性の疾病で渡り鳥から入ってくるので、防疫と感染拡大防止は大切である。しかし、AI は養鶏業界だけの問題でなく社会的にも大きな問題なので、国が政策的、政治的に解決

しなければならぬ課題であった。

2014年と2015年に AI が大発生した時期には、採卵鶏飼養面積は420平方センチメートル/羽以上であったが、現在の飼養面積は500平方センチメートル/羽以上となっている。採卵鶏飼養面積750平方センチメートル/羽以上にす改訂畜産法を、政府は AI 防止に効果があるとして AI 防疫対策を目的に導入した。協会は段階的に徐々に飼養面積を増やしソフトランディングしなかったが、政府は大きな目標(750平方センチメートル/羽以上)を掲げることとなった。2016年末に政府は飼養面積750平方センチメートル/羽等の法律案を発表した時に、2017年4月に家きん団体の採卵・ブロイラー・アヒル生産者は大規模なデモも行った。やむを得ない合意として、2018年9月に協会は改定畜産法を猶予期間付きの条件で受け入れた。

2018年9月に改訂畜産法は直ちに実施されたが、適用は既存農家に不公平になるので、飼養面積スペース拡大の猶予期間は、建物は2033年、鶏舎内の飼養設備は2025年と決められた。法律は新規参

入農家に適用されるが、既存農家に法律適応年は延期された。2025年の期限は卵供給と卵消費の需給調整を計算して決められた。2025年には全農家が飼養面積750平方センチメートル/羽以上の採卵ケージを使わなければならないので、新規参入は抑えられ、生産量は25%減少すると予想されている。建物の耐久性を25年と見て、建物の猶予期間は2033年となった。

(4) (3) 畜産物衛生管理法への対応

生産者は卵殻印字に大きな反対をしなかった。理由は、全生産量の97%は No.4 (飼養面積500平方センチメートル/羽以上)、No.1~3は3%に過ぎないからだ。この3%はプレミアム卵として、百貨店・ネット通販等で販売されており、一般とは別のマーケットで動いており、一般マーケットには大きな影響を与えないと考えられている。

養鶏協会の消費者アンケート調査では、環境に配慮したエコとオーガニック卵を購入したいとの購買意欲は表れていた。しかし、実際の消費パターンは逆で、行動に繋がって

ないギャップがある。消費者はAWより安全性を選択する傾向にある。他の畜産物と異なつて卵は毎日食べられる食料なので、適用直前の2023年と2024年に高い値段のNo3卵が急激に増えることはないと思われる。

エンリッチドケージの関心は低いようであった。会長は「確認しないといけないのですが、エイビアリーとエンリッチケージはNo3に入っているのではと思う。なぜ覚えていかかと言うと、どうせ関係がないから、どうでも良いので、はっきりと覚えていない。言い訳をしますが、ほとんどがNo4卵。プレミアム卵はマーケットが少ないので、誰も気にしていない」と述べている。

養鶏協会は2018年8月に飼養環境の番号(No1・2・3・4)実施を受け入れたが、生産日付に関しては猶予期間を6カ月(2019年8月まで)延ばし、流通期間とパッケージ表示変更の協会を提案している。2019年2月より製造年月日が卵殻に印字される予定であったが、協会の要請により生産日付印字の実施猶予期間は2019年2月からさらに6カ月伸びて8月までに

なった。消費者は昨日の卵より今日の卵を買うので、協会は産卵日を交えて、安全に食べられる期間(韓国では流通期間と呼んでいる、日本では賞味期限)を設けて欲しいと提案をしている。

現在、韓国に流通期限に関する法律はなく、自主的な表示であるという。また、養鶏協会は卵一個一個に印字するのではなく、パッケージに付ける方が良くとも提案している。法律は国会で決められるが、飼育方法番号表示は食品医薬品安全省の告示である。

個人的意見であるが、番号印字は基本となる法律であるので、協会提案が受け入れられるか疑問である。また、ケージフリーのNo2卵が欧米並みに増加していくのではと感じている。

(4) (4) AW認証制度への対応

養鶏協会は政府のAW認証制度とHACCP認証にも反対している。認証制度に反対する理由は、一人が違反を起こすと、罪のない他の生産者も被害を受ける。むしろ、養鶏協会は畜産法にこのAW認証制度を入

れて欲しいと要求している。養鶏協会は政府にも提案しているが、イギリスのライオンマークのように農家の30~50%を認証制度でカバーできるとしている。2019年に自主的に安全性の認証制度を導入する予定している。補助金については、採卵鶏AW認証を取得するのに施設等に支援がある。地方自治体は追加検査・消毒・施設改善補助金の補助、政府はオーガニック・無農薬・抗生物質無使用による生産低下に対して3年間の所得補償を制限範囲で支援を出している。

(4) (5) 動物愛護団体と消費者への対応

韓国でも最近EUに負けないぐらいに、動物愛護団体は非常に強くなってきており、社会的雰囲気作りとロビー活動を行っている。動物愛護団体数は韓国には12団体(有名な団体としてKARRA等)ある。海外の動物愛護団体の支部はなく、多くの団体は豚に関係している。動物愛護団体は飼養面積に強い関心を持っている。一般消費者はAWについて関心は低い、飼養番号を示す番号(No1・2・3・4)に関心を持つ

てきている。動物愛護団体の歴史は浅いが、消費者市民の会などの消費者団体は伝統があり、消費者の関心が高い安全性に目を向けようとしている。

(4) (6) 日本への対応

最後に会長が次のように話された。「オーガニックとか環境に配慮した制度を導入する際には、今の段階では欧州がかなり進んでいる。韓国の畜産は一番最初に日本から多くを学んだ。その後アメリカの流れに学び、今は欧州が主流になっているので、欧州からいろいろなものを取り入れている。これは皆様にお願いですが、日本でもいろいろな制度を作つていかれると思うが、消費者と産業関係者に配慮し、産業の声がしっかりと盛り込まれた制度を作つて欲しい。韓国での会議で、生産者の声を反映した立派なことがありますが、日本の制度を例に挙げることでできます。ぜひ国や関係者に働きかけて頑張つていただきたい」

(5) 市場調査



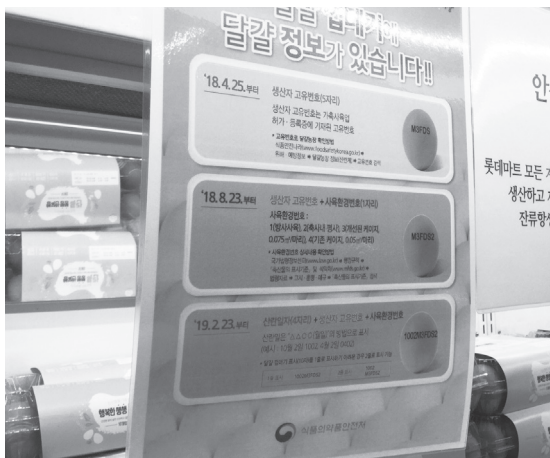
ON YANG市の市場での No.4卵



ON YANG市の市場での No.2卵



空港近くのロッテマートでのNo.4卵 (左) No.2卵 (右)



飼養方法番号の公報ポスターとwebサイトでの広報

ソウルから車で南に2時間の町、ON YANG市の朝市を視察した。法律はすでに実施されていることもあり、視察した売場ですべての卵殻に番号印字がされていた。朝市で30個入りパックは、No.4卵で5000ウォン(約500円)、No.2卵で1万ウォン(約1000円)の値段で売られていた。また、空港近くのロッテマートで10個パックは、No.4卵で2580ウォン(約260円)、No.2卵で6780ウォン(約680円)で売られていた。また、大韓養鶏協会でも飼養方法番号の公報として揭示されていたが、同じ公報ポスターが空港近くのロッテマートの卵売場でも掲げられていた。採卵鶏の飼養方法番号は消費者に受け入れられているように感じられた。

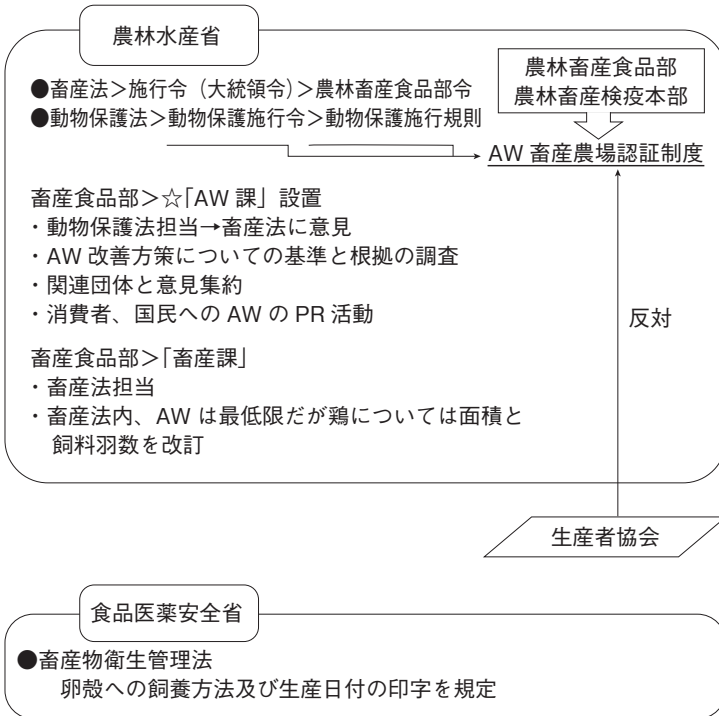
(6) 卵殻

2018年10月に韓国における採卵鶏のAWの方向性について、農林畜産食品部と大韓養鶏協会を訪問して関係者と意見交換を行い、情報収集を行った。

2018年はAWに配慮した画期的な採卵鶏飼養方法に関する法律が

実施された年である。2012年に農林畜産食品部は動物保護法の下イギリスのRSPCAに準拠した「AW畜産農場認証制度」を導入した。その後、2018年6月に農林畜産食品部はAWを推進するために、日本の農林水産省の畜産振興課レベルに等しいAW課(AWチーム)を設けた。2018年9月に改訂された「畜産法」は、採卵鶏施設設備と単位面積当たりの飼養羽数を規定し、2034年以後に10段ケージ以上の建物は禁止となり、2026年以後に採卵設備のケージ飼養面積は750平方センチメートル/羽以上を義務付けられた。また、食品医薬品安全省は、「畜産物衛生管理法」で卵に飼養方法番号表示(No.1・2・3・4)を2018年8月から、生産日付の表示を2019年2月から義務化した。

卵殻に飼養方法を表す数字印字(No.1・2・3・4)は画期的である。EU飼養方法番号はオーガニック(No.0)・放飼(No.1)・ケージフリー飼い(No.2)・ケージ飼い(No.3)となっているが、韓国飼養方法番号はオーガニックとエンリッチドケージを除いている。エンリッチドケージはAWの観点から改善されて



いるのか、費用対効果があるのかと疑問があり、印字コストが大きくな
いし、No.4卵市場比率が97%である
ので、生産者は卵印字に大きな反対
をしなかったようである。また、採
卵鶏の飼養方法番号は消費者にも広
く受け入れられているように感じら
れた。個人的な感想であるが、大韓
養鶏協会と採卵生産者は飼養方法に

関する法律を良く受け入れて、官民
一体となって採卵鶏業界の進むべき
道を決め、前向きに進んでいて活気
を感じることができた。
国際的に持続可能な飼養方法改善
と動物愛護団体に対応するために、
日本の採卵業界関係者はどのような
方向性を選択するのだろうか。